無償実施許諾申込書

　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構

　　理事長 濵 口 道 成 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（会社名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　印

 当社は、下記COVID-19関連技術に関する特許について検討中の用途・目的の範囲内で無償で実施することを希望いたします。

１．特許

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特許出願番号 | 出願国 | 出 願 年 月 日 |  発　明　の　名　称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　*（注）実施許諾を受けたい特許をすべて記載してください。*

２．実施予定期間(最長2022/03/31まで)

３．申込みの内容、理由等

*（注）次の事柄を盛り込んで記載して下さい。*

*（１）検討中の本技術の用途・目的及び本技術に対する技術的評価*

*（COVID-19にどのように関連した事業に用いるのか）*

*（２）会社の事業内容（定款や事業紹介のHP URLでも可）*

*（３）特許の内容の確認、試料提供の依頼等で発明者に連絡を取りたい場合はその旨を記載*

以上

事業者連絡先

担当者(ふりがな)：

電話番号：

メールアドレス：

無償実施許諾承諾書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　殿

埼玉県川口市本町四丁目１番８号

 国立研究開発法人科学技術振興機構

 　　　　 理事長 　　　　 濵　口　道　成

機構は、貴社（以下、「実施者」）から実施申込のあった特許について、下記の条件で実施を許諾します。

記

１．特許権等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特許出願番号 | 出願国 | 出 願 年 月 日 |  発　明　の　名　称 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２．実施許諾範囲

（１）実施許諾の内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

（２）実施許諾期間は、202X年〇月〇日から202X年〇月〇日までとする。

（３）実施者が前項の（無償実施の）期間の延長を希望する場合、機構に対し前記実施許諾期間終了の60日前までに期間の延長を書面により申請するものとし、双方協議の上、機構がその可否を決定する。

（４）機構は実施許諾期間中（前項により延長された場合を含み、以下「当該期間」という。）、本特許の維持に関し合理的な努力をするものとする。

３．実施条件

（１）機構は、本特許に関し、通常実施権を実施者に許諾する。当該通常実施権には、本特許について第三者に再実施権を許諾する権利は含まれない。

（２）通常実施権の範囲は、申込書に記載された用途・目的に限定される。

（３）本特許の実施許諾の対価は、当該期間に限り、無償とする。

（４）実施者は、当該期間開始後2021年3月31日、および当該期間終了後からそれぞれ30日以内に実施状況等を書面により報告しなければならない。

（５）実施者は、住所、会社名、代表者名に変更があった場合、速やかに機構に通知しなければならない。

（６）実施者が、実施のために発明者と情報交換を行う場合、事前に、機構または発明者の所属する大学と秘密保持契約、試料提供契約、学実指導契約、共同研究契約等の契約を締結するなど必要な措置を自ら執ること。

（７）次の場合、機構は、実施者に対する通知により直ちに本実施許諾を解約することができる。

　①実施者が、機構の事前承諾を得ることなく実施条件（２）に規定された用途及び目的以外の範囲で本特許を実施したとき。

②実施者が監督官庁から営業停止、営業免許又は営業登録の取消の処分を受けたとき。

　③実施者が手形・小切手の不渡処分、仮差押、仮処分、強制執行を受けたとき。

　④実施者に関する破産手続、民事再生手続、及び特別清算が開始されたとき、若しくは乙に対する会社更生手続開始の申立があったとき。

　⑤実施者が解散の決議をしたとき。

　⑥実施者が暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員等と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む）を有していた及び／又は有していると判明したとき。

（８）実施者は、本特許を用いて収益を得られる事業を行う場合、本実施許諾が無償であることに鑑み、当該期間中は利益率を抑え、本特許によるCOVID-19流行対策の効果が最大になるように努めること。

（９）実施者が、当該期間終了後も本特許の実施を希望する場合、機構と実施者は誠意をもって実施条件（有償）を協議し、新たな特許実施許諾契約を締結するものとする。

（１０）機構は、本特許の実施が第三者の権利を侵害しないことを保証せず、実施者が本特許の実施により第三者の権利を侵害するに至った場合において、その侵害についての一切の責任を負わないものとする。また、機構は実施者に対し、実施者が被るいかなる損害についても責任を負わず、実施者が販売等をした本特許を実施した製品に係る実施者の顧客又はその他の第三者からの損害賠償等のいかなる請求についても、一切の責任を負わないものとする。

以上

実施報告書

　　年　　月　　日

国立研究開発法人科学技術振興機構

理 事 長　　濵口　道成　殿

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」に関する実績を

次のとおり報告します。

記

１．報告対象期間　　　　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

２．実施状況

３．今後の実施予定

４．実施場所住所（研究所等）

５．担当者（本報告書の照会先）

 　・住　　所　　〒　　　　　　　　　　　　　・TEL

　　　・所属部署　　　　　　　　　　　　　　　　・FAX

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・氏名

・E-Mail

以上